

【記入例】

1 秋田県財務規則第162条第1号の場合

第162条では入札保証金の全部又は一部を納付しなくてもよいとすることが規定されています。

そのうち第1号は、入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、本来納めるべき入札保証金をこれにより担保する場合を指します。

○記載例

～（前文省略）～秋田県財務規則第162条第1号の規定により入札保証金の免除を申請します。

関係書類	○をつける	該当する規定	関係書類
	<u>○</u>	第162条第1号	<u>入札保証保険証書</u>

2 秋田県財務規則第162条第2号の場合

第2号では入札者が国や地方公共団体を相手に、今回の入札とほぼ同じような種類・規模の契約を過去2年間に締結し、それを誠実に履行し、かつ今回の契約を締結しないおそれがない（契約締結後、誠実に履行する）場合を指します。

○記載例

～（前文省略）～秋田県財務規則第162条第2号の規定により入札保証金の免除を申請します。

関係書類	○をつける	該当する規定	関係書類
	<u>○</u>	第162条第2号	<u>契約書の写し、振込明細書の写し</u>